

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画の目的

人口減少及び少子高齢化は、当初の推計を上回る速さで進んでいます。特に出生数が急速に減少しており、子育て環境の整備や子育て家庭に対する相談支援体制の改善など、少子化対策と子育てしやすい町づくりを進めることが急務となっています。

こうした中、国においては、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として、令和5年4月に「こども基本法」を施行し、令和5年12月に「こども未来戦略」や「こども大綱」を閣議決定しました。県においては、こども施策の基本的方向性を示し、こども政策の取組姿勢等を明らかにするとともに、県民意識の向上や社会全体の気運醸成を図るため、令和6年3月に新潟県こども条例を制定し、こども施策を総合的かつ計画的に推進しています。

本計画は、当町の実情に応じた幼児期の教育・保育事業及びこどもや保護者の意見を踏まえた地域子ども・子育て支援事業の確保方策等を定めるとともに、関係各課が実施する子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、策定するものです。

第2節 計画の期間及び位置付け

計画期間は5か年を1期とし、令和7年度から令和11年度までを第3期計画とします。

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定する『子ども・子育て支援事業計画』にあたる法定計画であるとともに、平成26年度まで取り組み進めてきた次世代育成支援対策推進法第8条に基づく『次世代育成支援行動計画（母子保健計画を含む）』（以下、行動計画）を継承しています。

また、上記行動計画は令和7年度から『地域行動計画』として位置付け、引き続き策定するものです。

その他、上位計画である『津南町総合振興計画』や、『津南町保健医療福祉計画』等の関連計画との調和をとった計画とします。

H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
子ども・子育て支援事業計画(第1期) (次世代育成支援行動計画含む)														
					子ども・子育て支援事業計画(第2期) (次世代育成支援行動計画含む)									
										子ども・子育て支援事業計画(第3期) (地域行動計画含む)				

計画の対象は、津南町すべてのこども（こども基本法で定める心身の発達の過程にある者）とその家庭、地域、企業、各種団体、行政、こどもに関わるすべての個人及び団体としています。

こどもが心身ともに健やかに成長できること、また、子育てをしている世代が不安・孤立感なく、こどもを生き育てることができ、生命の尊さを次代に伝えられるような環境づくりを目指します。

第3節 計画の策定方法

本計画の策定に当たっては、津南町子ども・子育て会議において検討を行ったほか、令和6年5月に『津南町子育て支援に関するニーズ調査』を実施し、子育て世帯の意向や生活実態から見えるサービスの量及び質的なニーズを把握した上で、今後の人口推計や社会的な背景等を踏まえて策定しました。当該調査の結果報告書は、別添資料として編綴します。